



2024年12月27日

各 位

会社名 株式会社 Kids Smile Holdings
代表者名 代表取締役社長 中西 正文
(コード：7084 東証グロース)
問合せ先 経営企画部長 山田 義久
(TEL. 03-6421-7015)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年1月31日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 26,200株
(3) 処分価額	1株につき763円
(4) 処分総額	19,990,600円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の子会社の従業員 17名 26,200株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年9月27日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の子会社の従業員に対して、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「当初自己株式処分」又は「当初処分」といいます。）を行うことを決議いたしました。しかしながら、現時点において、70,000株の割り当てに対し辞退者が出たため、当初より予定しております70,000株の割り当てを実現し、上記目的を達成するために、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）

に基づき、新たに上記（５）に記載の当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し、本自己株式処分を実施することを決議いたしました。なお、本自己株式処分及び当初自己株式処分で割り当てることになる当社普通株式は、合計して70,000株を超えないことを見込んでおります。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員は、本制度に基づき当社の子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

また、本自己株式処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

本自己株式処分にあたっては、割当予定先である対象従業員 17 名に対して金銭債権合計 19,990,600 円（以下「本金銭債権」といいます。）ひいては本自己株式処分として当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。） 26,200 株を付与することといたしました。

なお、本制度は、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が当社の子会社から支給されますので、本自己株式処分により、各対象従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅します。

本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

2025年1月31日（当日を含む。）～2027年12月1日（当日を含む。）

（２）譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

（３）譲渡制限期間中に、対象従業員が正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社又は当社の子会社の役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、対象従業員の退任又は退職の直後の時点で譲渡制限を解除します。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象従業員の譲渡制限期間に係る在任期間（月単位）を36で除した数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）とします。

（4）当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得します。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等（以下「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象従業員の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を36で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年12月26日（本取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）である763円としております。

これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、かつ対象従業員にとって特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上